

平成 18 年度都区財政調整再調整まとめ

1 概 要

平成 18 年度都区財政調整再調整方針及び平成 18 年度都区財政調整再調整概要については、平成 19 年 1 月 31 日の都区協議会において都区間で合意に達し、正式に決定された。

(1) 再調整等の対象とした交付金の総額

再調整等の対象とした交付金の総額は、589 億 4,900 万円となった。これは当初算定時に生じた財源超過額 40 億 9,200 万円に、市町村民税法人分等の税込増分 548 億 5,700 万円を加算した額となっている。

(2) 再調整等の内容

基準財政需要額の追加算定による再調整の結果、普通交付金所要額として追加交付する額が、580 億 6,000 万円となった。

基準財政収入額については、再調整の結果、当初算定時に比べて 14 億 4,600 万円の増となった。これは、地方自治法施行令の改正に伴い、児童手当特例交付金を新規算入したことによるものである。また、「地方特例交付金」を「減税補てん特例交付金」に名称変更を行った。

基準財政需要額については、年度途中における調整税の有効活用を図り、臨時的・緊急的な対応、及び今後の財政需要への備え等の観点から、「公共施設耐震化経費」、「小中学校改築等経費」など 3 項目を追加算定することとなった。

(3) 再調整後の交付金

以上の結果、普通交付金の額は、9,057 億 1,200 万円、特別交付金の額は、193 億 9,100 万円となった。

2 協議の経過

平成 18 年度再調整については、第 3 回幹事会において都側から財源見通しについて説明が行われた。交付金の総額は、市町村民税法人分の増収等により、約 560 億円の増となり、そのうち、普通交付金が約 549 億円、特別交付金が 11 億円の増となる。これにより、普通交付金は、当初算定時に発生した財源超過額、約 41 億円をあわせて、最終的に約 589 億円の財源超過になるとの見通しが示された。

こうした財源見通しを踏まえ、①最終的な算定残である約 589 億円は、都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算せずに普通交付金で交付する、②18 年度フレームに盛り込んでいない、児童手当特例交付金、約 14 億円を基準財政収入額に算入する、③市町村民税法人分の動きに連動して、恒久的減税対策としての減収

見込額が変動し、財源対策費として約 38 億円の特定財源が増となり、需要額から減額される。

こうした対応を行うと、財源超過額の約 589 億円とあわせて、約 641 億円の基準財政需要額の追加算定が可能となる。

普通交付金の算定内容については、第 4 回財調幹事会で協議された。その結果、市町村民税法人分の減収補てん債発行許可額の増加に伴う財源対策経費のほか、各区に共通する需要で、かつ臨時的・緊急的な対応が求められる「公共施設耐震化経費」、「小中学校改築等経費」により追加算定することで整理した。

3 平成 18 年度都区財政調整再調整方針等の決定

(平成 19 年 1 月 31 日都区協議会)

(1) 平成 18 年度都区財政調整再調整方針

平成 18 年度の都区財政調整については、平成 18 年度都区財政調整決定方針（平成 18 年 8 月 7 日決定）に基づき区別算定が行われたが、その後の調整税等の動向を踏まえ、下記により再調整を行うものとする。

記

第一 交付金の総額

平成 18 年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額するものとする。

第二 基準財政収入額

今年度、児童手当の拡充に係る地方財政措置として創設された児童手当特例交付金について、地方自治法施行令に基づき、基準財政収入額に算入するものとする。

第三 基準財政需要額

次の事項等に係る経費について、基準財政需要額として算定するものとする。

- 1 財源対策経費（市町村民税法人分に係る減収見込額相当）
- 2 公共施設耐震化経費
- 3 小中学校改築等経費

第四 今後の措置

- 1 平成 18 年度都区財政調整の再調整に関し、平成 18 年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例案及び補正予算案を都議会第 1 回定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、上記条例の公布及び補正予算の成立を待って行う。

(2) 平成 18 年度都区財政調整再調整概要

1	交付金の再調整額	58,949	百万円
	(1) 当初財源超過額	4,092	百万円
	(2) 税込増による交付金の増	54,857	百万円
2	再調整の内容	58,949	百万円 (ア+イ)
	(1) 普通交付金所要額	58,060	百万円 ア
	【再調整の主な内訳】		
	〈基準財政収入額〉	1,446	百万円
	・ 児童手当特例交付金	1,446	百万円
	〈基準財政需要額〉	63,711	百万円
	(投資的経費)		
	・ 財源対策経費	△3,775	百万円
	(投資的経費に係る特定財源として控除)		
	・ 公共施設耐震化経費	18,622	百万円
	・ 小中学校改築等経費	48,924	百万円
	(2) 特別交付金への加算	889	百万円 イ
3	再調整後の交付金の総額	925,103	百万円
	(1) 普通交付金	905,712	百万円
	(2) 特別交付金	19,391	百万円

平成18年度都区財政調整(再調整)の一覧

項 目	提 案 の 内 容 及 び 趣 旨	影響額 (百万円)
【収入】 児童手当特例交付金	今年度、児童手当の拡充にかかる地方財政措置として創設された児童手当特例交付金について、地方自治法施行令に基づき、基準財政収入額に算入する。	1,446
減税補てん特例交付金	地方自治法施行令に基づき、地方特例交付金の名称を減税補てん特例交付金に改める。	—
【議会総務費／投資】 公共施設耐震化経費	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正による対象施設数の増に対応するため、臨時的に算定を行う。	18,622
【教育費／投資】 小中学校改築等経費	小中学校改築等は、特別区の切実な需要であり、今後増加が見込まれている。 その経費の一部に充てるために臨時的に算定する。	48,924
【財源対策経費】 (市町村民税法人分) ※恒久的減税分	都民税の市町村税相当分の恒久的減税に伴う減税補てん債について、都に認められる発行額が増額となったため、投資的経費に係る特定財源として控除する額を増額する。 ・ 発行許可額 21,917百万円⇒29,325百万円 ・ 特定財源(財調算定) 11,169百万円⇒14,944百万円 (21,917×0.52×0.98) (29,325×0.52×0.98)	△3,775